

四日市市告示第344号

三河鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例（平成28年四日市市条例第53号）第2条第4号の規定に基づき、平成28年産畑作物（大豆）共済金（全相殺方式）の共済減収量、支払額、支払期日及び支払方法を次のとおり公告する。

平成29年 5月22日

四日市市長 森 智 広

記

1. 共済減収量 64,243kg
2. 共済金の支払額 10,756,813円
3. 支払期日 平成29年 5月26日
4. 支払方法 加入者指定の金融機関の貯金口座振込
5. 個人別支払共済金及び共済減収量 別紙のとおり
(別紙は、四日市市商工農水部農水振興課に備え置いて縦覧に供する。)

(商工農水部農水振興課)